



発行 新潟県
号外 1
 平成25年 2月28日
 毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 1 新潟県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）

————— 本号で公布された条例のあらまし —————

◇新潟県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第1号）

- 1 政務活動費の交付に関する規定の整備
 地方自治法の改正に伴い、政務活動費を充てることができる経費の範囲その他の政務活動費の交付に関する規定の整備を行うこととしました。
- 2 施行期日
 この条例は、平成25年3月1日から施行することとしました。

条 例

新潟県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年2月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県条例第1号

新潟県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

新潟県政務調査費の交付に関する条例（平成13年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<u>新潟県政務活動費の交付に関する条例</u>	<u>新潟県政務調査費の交付に関する条例</u>
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第100条第14項から第16項までの規定に基づき、</u> 県議会議員の調査研究 <u>その他の活動</u> に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、 <u>政務活動費</u> を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第100条第14項及び第15項の規定に基づき、</u> 県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、 <u>政務調査費</u> を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。
(政務活動費の交付対象)	(政務調査費の交付対象)
第2条 <u>政務活動費</u> は、県議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員の職にある者に対し交付する。	第2条 <u>政務調査費</u> は、県議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員の職にある者に対し交付する。
(会派に係る <u>政務活動費</u>)	(会派に係る <u>政務調査費</u>)
第3条 会派に係る <u>政務活動費</u> は、月額6万6,000円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。	第3条 会派に係る <u>政務調査費</u> は、月額6万6,000円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。
2 (略)	2 (略)
3 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の <u>政務活動費</u> の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。	3 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の <u>政務調査費</u> の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。
4 (略)	4 (略)
(議員に係る <u>政務活動費</u>)	(議員に係る <u>政務調査費</u>)
第4条 議員に係る <u>政務活動費</u> は、月額26万4,000円を月の初日に在職する議員に対し交付する。	第4条 議員に係る <u>政務調査費</u> は、月額26万4,000円を月の初日に在職する議員に対し交付する。
2 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の <u>政務活動費</u> の交付については、これらの事由が生	2 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の <u>政務調査費</u> の交付については、これらの事由が生

じなかったものとみなす。

(会派の届出)

第5条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は、議長が別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、議長が別に定める様式により会派異動届を提出しなければならない。

2 (略)

(会派等の通知)

第6条 議長は、前条の規定により会派結成届のあった会派及び政務活動費の交付を受ける議員について、毎年度4月5日までに、知事に通知しなければならない。

2 (略)

(政務活動費の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る会派及び議員について、政務活動費の交付の決定を行い、当該会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた場合においては、毎月15日（その日が県の休日（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項に規定する日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その直後の平日（県の休日以外の日をいう。））までに、議長が別に定める様式により、当該月分の政務活動費を知事に請求するものとする。

2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第9条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 調査研究費
- (2) 要請陳情等活動費
- (3) 研修費
- (4) 会議費
- (5) 資料作成費
- (6) 資料購入費
- (7) 広聴広報費
- (8) 事務所費
- (9) 事務費
- (10) 人件費

2 会派及び議員は、政務活動費を議長が別に定め

じなかったものとみなす。

(会派の届出)

第5条 議員が会派を結成し、会派に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務調査費経理責任者を定め、その代表者は、議長が別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、議長が別に定める様式により会派異動届を提出しなければならない。

2 (略)

(会派等の通知)

第6条 議長は、前条の規定により会派結成届のあった会派及び政務調査費の交付を受ける議員について、毎年度4月5日までに、知事に通知しなければならない。

2 (略)

(政務調査費の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る会派及び議員について、政務調査費の交付の決定を行い、当該会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

(政務調査費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた場合においては、毎月15日（その日が県の休日（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項に規定する日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その直後の平日（県の休日以外の日をいう。））までに、議長が別に定める様式により、当該月分の政務調査費を知事に請求するものとする。

2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

(政務調査費の使途)

第9条 会派及び議員は、政務調査費を議長が別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

る使途基準に従い使用しなければならない。

(収支報告書)

第10条 会派の代表者及び議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、別記第1号様式又は別記第2号様式により年度終了日の翌日から起算して60日以内に議長に提出しなければならない。

2・3 (略)

4 前3項の収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し(以下「領収書等の写し」という。)を添付しなければならない。

(議長の調査)

第11条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

(政務活動費の返還)

第12条 会派の代表者(消滅した会派の代表者であった者を含む。)又は議員(議員であった者を含む。以下同じ。)は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派(消滅した会派を含む。)又は当該議員がその年度において行った政務活動費による支出(第9条の規定に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

別記

第1号様式(第10条関係)

(略)

年度政務活動費に係る収支報告について新潟県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項(第2項)の規定により、別紙のとおり年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書

(略)

1 収入

政務活動費 円

2 支出

(略)

項目	支出額	備考
----	-----	----

(収支報告書)

第10条 会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、別記第1号様式又は別記第2号様式により年度終了日の翌日から起算して60日以内に議長に提出しなければならない。

2・3 (略)

4 前3項の収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し(以下「領収書等の写し」という。)を添付しなければならない。

(議長の調査)

第11条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

(政務調査費の返還)

第12条 会派の代表者(消滅した会派の代表者であった者を含む。)又は議員(議員であった者を含む。以下同じ。)は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派(消滅した会派を含む。)又は当該議員がその年度において行った政務調査費による支出(第9条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

別記

第1号様式(第10条関係)

(略)

年度政務調査費に係る収支報告について新潟県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項(第2項)の規定により、別紙のとおり年度政務調査費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務調査費収支報告書

(略)

1 収入

政務調査費 円

2 支出

(略)

項目	支出額	備考
----	-----	----

調査研究費		
要請陳情等活動費		
(略)		
広聴広報費		
(略)		
(略)		
第2号様式 (第10条関係)		
(略)		
年度政務活動費に係る収支報告について 新潟県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。		
別紙		
年度政務活動費収支報告書		
(略)		
1 収入		
政務活動費 円		
2 支出		
(略)		
項目	支出額	備考
調査研究費		
要請陳情等活動費		
(略)		
広聴広報費		
(略)		
(略)		

調査研究費		
(略)		
広報費		
(略)		
(略)		
第2号様式 (第10条関係)		
(略)		
年度政務調査費に係る収支報告について 新潟県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)の規定により、別紙のとおり 年度政務調査費収支報告書を提出します。		
別紙		
年度政務調査費収支報告書		
(略)		
1 収入		
政務調査費 円		
2 支出		
(略)		
項目	支出額	備考
調査研究費		
(略)		
広報費		
(略)		
(略)		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟県政務活動費の交付に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第7条の規定により交付の決定が行われる政務活動費について適用し、同日前に改正前の新潟県政務調査費の交付に関する条例第7条の規定により交付の決定が行われた政務調査費については、なお従前の例による。